

## 資料

## オーエスキー病の清浄化対策について —現状と今後—

伏見 啓 二 (農林水産省消費・安全局動物衛生課)

Fushimi, K. (2013). Strategies for the Eradication of Pseudorabies Virus (Aujeszky's Disease)  
-Current status and future-  
*Proc. Jpn. Pig Vet. Soc.* 62, 3-6.

キーワード：オーエスキー病、清浄化、清浄化支援対策事業

## 1. 防疫の基本的な考え

オーエスキー病は、豚ヘルペスウイルス1を原因とし、妊娠豚での異常産、哺乳豚での神経症状及び高い死亡率を主徴とする家畜伝染病予防法に規定する届出伝染病です。本病の特徴は、発症後回復した豚又は感染しても症状を示さなかった豚では、感染抗体が産生されているにもかかわらずウイルスが豚の体内で不活性化した状態で維持されるという潜伏感染が成立することです。潜伏感染豚において、妊娠や輸送等によりストレスが加わるとウイルスの再活性化が起こり、このような豚の多くは本病を発症することはないものの、ウイルスを排出することから、新たな感染源となります。このため、本病の清浄化を推進するためには、臨床症状を呈している豚の摘発・とう汰のみならず、ウイルスの排泄を抑制するためのワクチン接種、潜伏感染をしている野外ウイルス抗体陽性豚を見つけ出すための検査、野外ウイルスに感染した豚の早期更新を基本とする防疫対策が行われてきました。

しかしながら、近年ではこれらの臨床症状を発症する事例はほとんど見られなくなっており、発生数は極めて限定的となっています。症状がほとんどなく、この病気による直接的な被害が少なくなっていることが、皮肉にも生産者にとっては清浄化対策を行う必要性を感じられない原因にもなっており、清浄化対策に取り組んでいただけない方々に対して、その必要性をいかに動機付けしていくかは課題の一つになっています。

本病の発症による直接的な被害が出るのがほとんどなくなり、清浄化への意義が感じにくいとの考え方は、個々の農家に限って言えばそうかもしれませんが、本病の性質を考えれば、ウイルスが潜んでいる限り、再発の恐れと常に隣り合わせであり、ワクチン接種の

コストがかかり続け、生産性も向上していきません。本病の感染豚に他の疾病が複合感染することにより劇症化するとの報告もあります。清浄化することでそれらの負の事象から解放されるメリットがあるのは当然ですが、公益性を考えた場合、なによりウイルスが存在することで他の農場への脅威となり続け、他者に本来不要な防疫対策を強いることにつながるものが一番の問題となります。

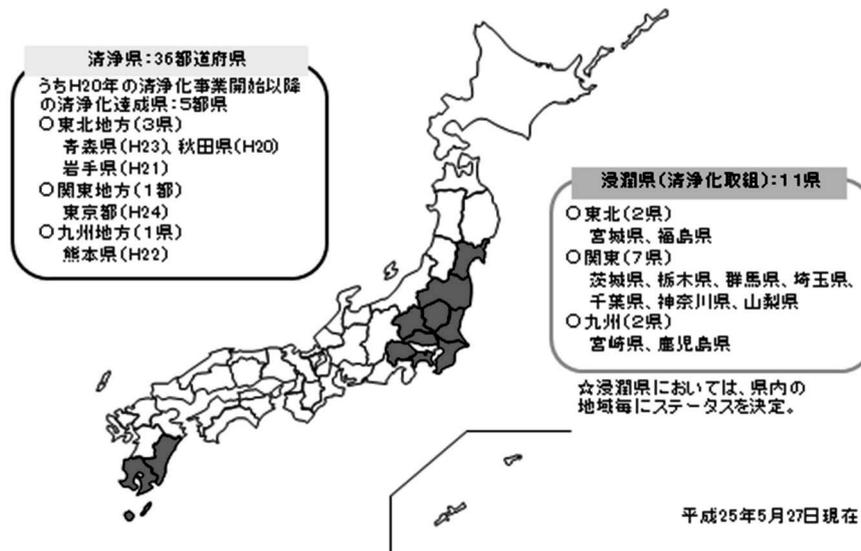
そのために、病気の性質を理解し、自分だけの問題ではないことを正しく認識することが必要であり、これには行政だけでなく、様々な立場の関係者が問題意識を共有し、協力することが不可欠です。

## 2. これまでの防疫対策とその成果

わが国における全国統一的なオーエスキー病対策は、平成3年3月、新たに承認されたオーエスキー病生ワクチンを応用した清浄化対策を推進するため、「オーエスキー病防疫対策要領」を定め、本病の浸潤状況に応じた地域区分ごとの清浄化対策を推進してきたことに始まります。この対策の結果、着実に発生数は減少し、本病の浸潤の拡大は阻止されてきたが、その一方で浸潤地域における清浄化はなかなか進展しない状況が続いていました。また、諸外国における本病の清浄化達成事例も受け、本病の清浄化に向けた更なる対策を図ることを目的に、平成20年6月に対策要領を改正するとともに、「家畜生産農場清浄化支援対策事業」の内容も拡充して5年計画で清浄化対策を進めてきました。

この清浄化支援対策事業では、それまで行ってきたワクチン接種及び清浄種豚の流通のための検査への助成に加えて、新たに地域を清浄度や対策の進捗状況に応じて区分し、清浄化へのステップをより明確化した上で、①地域の清浄度に応じて行われる清浄度確認検査や②清浄化対策(清浄度確認検査及びワクチン接種)

図1. オーエスキー病の浸潤地域



を行っている地域で確認された野外ウイルス感染繁殖豚のとう汰更新に対しても助成することとしました。

その結果、地域単位での清浄化に対する意識の向上、ワクチン接種の徹底など、野外ウイルスの活動を抑え込んでいくという対策は功を奏し、野外ウイルス抗体陽性農家戸数は平成20年度当初934戸であったものが、平成24年度末に488戸まで減少しています。浸潤地域においてもワクチン接種が適切に機能し、新たな発生はほとんどみられない状態になっています。

本病の清浄化の進展を県単位でみてみますと、浸潤県は平成7年に18都県まで拡大し、以後、浸潤県はほぼ定着化していました。そのような中、平成20年の清浄化対策事業開始時には16都県となっていた状況が、5か年事業の最終年である24年度末時点では11県に減

少しました。この11県のなかでも、ほぼ清浄化が達成間近となっている県もあります。かつて大きな畜産地帯・地域に本病が浸潤した事例もありましたが、多大な努力により現在では清浄化を達成している県・地域もいくつもあります。つまり、これまでの取組で、多くの清浄化を成し遂げた実証例があるということです(図1)。

平成3年のオーエスキー病防疫対策要領策定以降、市町村を基本とした地域により防疫対策を推進していましたが、平成11年からの市町村合併で地域が広域化したため、①地域一体となった防疫対策の推進が困難になったこと、②検査を実施する人員が十分に確保できないため、都道府県内の本病浸潤状況や浸潤地域内の全農場の抗体保有状況を把握できないこと、③清浄

図2. ステータス区分の考え方



表1. オーエスキー病の地域区分及び清浄化段階（ステータス）

平成25年5月21日現在

都道府県	地域区分数	清浄化段階(ステータス)毎の地域数				
		I	II・前期	II・後期	III	IV
全国	978	0	70	280	85	583
浸潤県(11県)	751	0(0.0%)	70(9.3%)	280(34.8%)	85(11.3%)	338(44.7%)
東北地方	129	0(0.0%)	0(0.0%)	13(10.1%)	3(2.3%)	113(87.6%)
宮城	39	0	0	9	3	47
福島	70	0	0	4	0	68
関東地方	372	0(0.0%)	44(11.8%)	150(40.3%)	55(14.8%)	123(33.1%)
茨城	73	0	8	28	27	10
栃木	88	0	0	85	8	15
群馬	54	0	8	20	8	20
埼玉	40	0	22	10	7	1
千葉	79	0	8	17	4	50
神奈川	35	0	0	9	1	25
山梨	3	0	0	1	0	2
九州地方	250	0(0.0%)	28(10.4%)	97(38.8%)	27(10.8%)	100(40.0%)
宮崎	85	0	0	42	14	29
鹿児島	165	0	28	55	13	71
清浄県(86都道府県)	227	0	0	0	0	227

化へのステップが不明確であることなどの問題点があったことから、これらを解消するため、平成20年の要領改正からステータス区分の考え方が導入されました。更に、より対策の進捗を明確化する目的で、22年3月の要領改正時にステータスⅡを前期と後期に細分化しました。これにより、地域単位で効果的な清浄化対策を講じることができ、清浄化の進捗も客観的な指標で確認することが可能となりました(図2)。

現時点のステータスの状況を見ると、着実にステータスが向上していく方向に進んできています(表1)。地域区分は廃業や住所変更などで随時その範囲や対象農家が見直されているため、過去の地域数と必ずしも直接比較ができるわけではありませんが、概ねの傾向はつかむことができます。最近、ステータスⅠの農場がゼロとなり、清浄化対策の体制作りができていないという地域はなくなっています。対策の初期段階と言えるステータスⅡ前期が残っているのは残り5県となっています。ステータスⅢまで上がれば、あとは侵入防止対策が確実に実施されれば1年で最終段階のステータスⅣまで到達できることになります。

今後の対策としては、ステータスⅡ前期の地域の浸潤農家で、いかにワクチン接種と検査を徹底し、野外抗体陽性豚を早期にとう汰していけるか、ステータスⅡ後期の地域では、いかにワクチン接種をやめられるかが鍵となります。

### 3. 対策を進めるにあたっての課題

一方で、これまでの対策を進めていく中で浮き彫り

になってきた清浄化への主な課題として、①農家の経済的な理由からワクチン接種が徹底されない、②経営上の問題で野外抗体陽性豚の淘汰が進められない、特に若齢豚のとう汰が進んでいない、③清浄性確認検査の立ち入りに農家の理解が得られない、④本病の直接的被害の無い農場において、対策への理解が得られない、⑤周囲に陽性農家があり、ワクチン接種が中止できない、⑥他県の陽性農家から豚の流通があり、ワクチン接種が中止できない、といった事項が挙げられます。これらの課題の中には農家単独の問題もありますが、個々の農家だけでは解決できない課題も存在します。

このような状況を打開するため、個別農家ごとに問題点を洗い出し、取引関係にある系列農場や豚の流通が県境を越えた場合にも情報共有をすることなどにより、農家が安心感を得るためだけのワクチン接種を一斉にやめられるようにするなど、よりきめ細かい単位で関係者が一体となった対策を行う必要が出てきました。

### 4. 25年度からの清浄化支援対策事業

平成24年度まで5ヵ年事業で清浄化対策を進めてきた結果、11県の浸潤県を残す状態となっていますが、ここまできている本病清浄化の取り組みを後退させず、既に清浄化を達成した地域への悪影響を防ぐためにも、家畜生産農場清浄化支援対策事業のオーエスキー病対策のメニューを25年度から3年間延長し、平成27年度までの本病の清浄化を目指すこととしました。

この延長した事業については、これまでの対策の成果や課題を踏まえて、より効果が上がり対策が円滑に進むよう、限られた財源の中で事業内容を一部組み替えています。

まず、ワクチン接種費補助については、これまでワクチン接種推進費として1頭当たり38円以内の定額補助に加え、地域内の全ての養豚農場が清浄化に取り組みワクチンを接種している場合にワクチン接種地域奨励費として1頭あたり8円以内を上乗せしていましたが、このワクチン接種地域推進奨励費は、すでに地域一体となって取組を推進する段階は終えたものと判断し、廃止されました。

検査費補助については、清浄度把握のための抗体検査と種豚の抗体検査等に要する費用の補助を行うことは従来と変更はありません。

感染繁殖豚とう汰費補助については、24年度は1頭当たり16,000円以内の定額補助でしたが、ステータスⅡ後期の地域で特に若齢繁殖豚の淘汰が進まない農家が多い現状をかんがみ、25年度は1頭当たり16,000円以内の定額補助に加え、当該農場若しくは地域における繁殖豚の平均的な更新産歴又は更新月齢以下の野外抗体陽性の繁殖豚を自主とう汰した場合であって、野外抗体陽性豚を概ね3ヶ月（繁殖サイクル等を勘案し最長6ヶ月）以内に全頭とう汰する農場は清浄化推進費として1頭当たり8,000円以内を上乗せして補助することとしました。これにより野外抗体陽性豚の更新が進むことを期待しています。

## 5. 今後の防疫対策の取り組み

平成25年度から27年度までの3年間は、本病清浄化対策の仕上げ期間に位置付けられると思います。清浄化支援対策事業もさらに3年間延長することとなりましたが、この3年という期間は決して長くはありません。平成27年度までに本病を清浄化するためには、現行の防疫対策要領を前提に考えた場合、平成25年度のうちに全頭検査を行いつつ、野外ウイルス感染豚の淘汰を進め、少なくとも平成26年度内にワクチン接種を中止する必要があります。

これまで全国的な清浄化対策を始めてから20年以上が経過し、多大な労力と経費が費やされてきています。大変な努力をしながら清浄化を達成したり、清浄性を維持するために侵入防止対策を継続してきている農家にとって、ウイルスが存在し続けることは大きな脅威です。また、本病による直接的損失のみならず、公益

性の観点からも本病清浄化を達成する必要があることは明確です。現在、清浄化が進まずに残っている農家はほぼ固定化されており、これらの農家毎に詳しく要因を分析し、それに応じて清浄化支援対策事業を活用した個別の対策を考え、丁寧な対応をしていかないといけない段階に来ているものと考えています。このため、清浄化を達成するためには、いつまでに何をしなければならないか、スケジュールを27年度から逆算して、個別農家毎に対策の行程表を作成することが必要になってくると思います。

清浄化の課題として6つの事項を示しましたが、この中には、一県のみでは解決が困難な要因もあります。こういった要因で清浄化が進まない農家は、国と関係県との間で調整を行っていく必要があると考えています。また、行政だけで解決困難な課題もあり、生産者団体、開業獣医師、市場関係者、飼料・医薬品関係者など、農家と関わる全ての方々の協力が必要です。そのため、まずは今後の具体的な対策の進め方や県域を越えた課題等について浸潤県との意見交換を行うこととしております。それに続き、行政以外の関係者も交えた意見交換も実施していきたいと思っております。もちろん、清浄地域においては引き続き清浄豚の導入など、侵入防止対策には万全を期していただきたいと思っております。

競争力を高めるためにも生産性の向上は避けて通れない課題であり、昨今の厳しい畜産事情の中にあって、オーエスキー病対策にいつまでも引きずられている暇はないはずです。オーエスキー病の清浄化対策を行うことで農場の衛生水準の向上にもつながり、個々の農家にメリットをもたらすことにとどまらず、ひいてはわが国全体の衛生水準が向上し、諸外国との競争力の面でも有利となります。限られたリソースを他の衛生対策、競争力向上に振り向けるためにもオーエスキー病の清浄化は、しっかりと期限を区切って業界全体で行っていくべきものと考えています。